

日本語における事態選択形式

——「義務」「必要」「許可」などのムード形式の意味構造——

森山卓郎

キーワード：事態選択、義務、必要、許可、ムード

要 旨

本稿は、セザルヲエナイ、シナケレバナラナイ、シテハイケナイ、シテモイイ、シナクテモイイ、スルベキダ、スルホウガイイなどの形式を統一的に分析することを試みるものである。具体的には次のようなことを述べる。①こうした形式群の意味は、「未実現事態についての選択に関するコメント」というモデルで統一的に分析できる。②これによって、形態的特徴、共起要素の特性、有題性、主語制約、前接述語のル/タ対立の制約、拡張用法の特性などの諸現象が説明できる。③各形式の意味用法もこのモデルによって統一的に記述できる（選択無余地型：セザルヲエナイ、スルシカナイ、絶対価値型：シナケレバナラナイ・シテハイケナイ、相対価値型：スルベキダ・スルホウガイイ、選択候補付加型：シテモイイ）。その際、矛盾する出来事の後続、シテモイイの付加、否定の並列などのテストが考えられる。④最終的にはこれらの形式は選択の自由度の連続として整理できる。

1 はじめに

日本語における、

(1)シナケレバナラナイ^{註1}、シテハイケナイ、シテモイイ、シナクテモイイ、スルベキダ、スルホウガイイ

などは、「義務」「必要」「策動的認識判断」あるいは「価値判断」などの判断を表すと記述される。しかし、いわゆる認識的なムード形式に比べると、これらの形式については、従来、関連形式を含め、つっこんだ議論がなされることは余りなかったように思われる。そこで、現在残されている課題として、次のようなことが挙げられる。第一に、意味記述がまだ十分にされていないという問題がある。「必要」「必然」などの用語のラベリングだけでなく、具体的な言語現象との関係から、意味関係を統一的な枠組みで分析する必要がある。また、その際、次のような関連形式も含める必要がある。

(2)セザルヲエナイ、シナイワケニハイカナイ、スルシカナイ（スルホカナイもあるがスルシカナイで一括する）、スルコトガ必要ダ（スル必要ガアル）、（スルモノダ、スルコトダ^{註2}）

これらの形式は意味的に近いにもかかわらず、意味用法の分析・記述は現状ではほとんど

進んでいない。

第二に、(1)(2)に挙げる形式には、用法上のさまざまな制約がある。例えば、述べるべき事態内容との関係では、

(3)*日曜日³は明日にならざるを得ない。

のように言えない。これはもちろん主語が有情物でなければならないといった単純な問題ではない。

(4)諸般の事情から、検査実施は明日にならざるをえない。

のように、人以外の主語でも文が成立する場合があるからである。さらに、形式によっては、

(5)??私は行くほうがいい。

のように、主語の人称制限の問題、すなわち、ある条件の元で話し手が主語になれないという現象もある。こうした語法上のさまざまな現象を明らかにし、その理由を説明することも必要である。

第三に、これらの形式では、拡張的な用法も問題になる。例えば、

(6)彼の指紋がある以上、犯人は彼でなければならない。

のようにナケレバナラナイが推論を表す用法に拡張したり、

(7)ちょっとちょっと、ここに入ってはいけませんよ。

のように、シテハイケナイが禁止という言語行為で使われたりする。その点で、(6)では「はずだ」などどう違うのか、(7)では「ここに入るな」などどう違うのかといったことも問題になってくる。

以上、課題を三つに整理したが、根本的なところでは、これらの形式をどう統一的に扱うかというモデルがないということが問題になっていると言える。そこで、以下、本稿では、①こうした形式群の意味は、「未実現事態についての選択」というモデルで統一的に分析できるということ、②形態的特質、共起要素の特性、有題性、主語制約などの諸現象などがこのモデルで説明できるということ、③各形式の意味用法が拡張用法も含めてこのモデルによって統一的に記述・説明できるということ、そして、④最終的にはこれらの形式は選択の自由度の連続として整理できる、ということ述べる。

2 形式群の特性

2-1 形態からみた「事態選択」性

まず、これらの形式の形態的検討から始めたい。結論から言えば、これらの形式は、いずれも事態の選択に関するコメントを表すものとして整理できる。例えばスルホウガイイは、

(8)するよりも～するほうがよい。

というように、事態の比較という意味が基本にあると言える。これは、言うまでもなく、とるべき事態を選択関係の中で位置づける判断だと言える。また、

(9)しなくても よい / しなければ ならない

のような条件形式を含むものも、事態を仮定的に構築し、それに対する評価づけをするという意味になっており、事態の在り方をシミュレーションすることで、事態の選択の幅を

(14) 日本語における事態選択形式

規定するという意味になっていると言えるのである。

実は、このように考えることで、

(10) 当日は雨で大会を延期せざるを得なかった。

(11) 当日は雨で大会を延期した。

という文の違いを考えることもできる。いずれも、「大会を延期した」ことは事実であり、真偽条件的な意味には違いはない。しかし、(11)は単にそういう事態があったということを選択するだけであるが、(10)では、「そうするか、しないか」ということを選択すべきものとして、いったん同列において検討し、その上でそれ以外の選択は不可能だったということを表すのではないだろうか。その点で、必ずしも顕在的なものではないが、やはり事態の在り方がある種の選択関係でとらえられていると言うことができるのである。

こうした選択関係という把握は、「どう考えても」などの共起可能性によっても指摘できる。「どう考えても」という形式そのものは、その内容が単なる客観的事実ではなく、何らかの判断によって成立したものであることを表すと言えるが、

(12) *どう考えても、当日は雨で大会を延期した。(cf.「～と思われる」のような真偽認定でない限り不自然)

と言えないのに対して、

(13) どう考えても、当日は雨で大会を延期せざるを得なかった。

のようにザルヲエナイが共起すれば言えるようになる。ここでの「どう考えても」は、文字通り、その複数の可能性を選択関係としてとらえることを表すと考えてよいであろう。

2-2 共起形式の特性

また、共起関係でも、例示のデモや～トカ～スルのような選択的な並列形式との共起から、これらの事態選択的意味が説明できる。

まず、いわゆる例示のデモは、

(14) *僕は昨日雑誌でも読んだ。

のように確定的過去として言えないという現象があるが、一般には、デモの「選択的例示」という意味が、確定した一つの過去の事柄を言う場合には不適當になるためと説明される(沼田(1986:179)、丹羽(1995:488)などの議論を参照。ただし、この議論は若干修正が必要である。別稿に譲る)。しかし、同じ過去のことで、これらの形式を共起させれば、

(15) すぐく暇で、雑誌でも {読まざるを得なかった/読むしかなかった}。

などのように、自然な文となる。これらの文末形式が表す事態選択という意味が例示のデモの「選択的例示」という意味に対応するからである。

同様に、～トカ～トカスルという形式は、選択的な関係での並列を表すことから、

(16) *彼らは歩くとか走るとかした。

のように、無標のまま断定的に主張する場合には不適當である(思いついた表現を候補として挙げるような意味でない限り不適當といえる。森山(1995a:140)を参照)。しかし、これも、

(17) 彼らは歩くとか走るとか {しなければならぬ/すべきだ/せざるをえない}。

というように、これらの形式が共起すれば、選択的な並列の意味に文末形式が対応することになり、自然な文になる。

以上、他の形式との共起関係からも、これらの形式が、事態の選択ということをもとにし、その仕方に関するコメントを表すものとしてまとめられることを見た。

2-3 形式の前にル対タの対立がない

もう一つ、こうした意味関係には前接述語の形態も関わる。つまり、選択される事態は、ル対タの対立のレベル、いわゆるテンスのレベルを含まないのである。シナケレバナラナイ、シテハイケナイ、スルベキダなどは言うまでもないが、スルホウガイイも、形式の前にル対タの対立がないと言える。^{注5}例えば、

(18) 明日学校は休むほうがいい。/休んだ方がいい。

のように、見かけ上は、ル、タの両方が可能である。しかし、実際、意味的にはどちらも使えるのであって、意味的な対立関係と言うべきではない。もっとも、より厳密に言えば、個別の事態について言うかどうかで微妙な使い分けはある。すなわち、用例としては、

(19) 飲みすぎなんじゃない。帰った方がいいわ。(リボルバー)

(20) 多比良は、近頃は銀座の画廊の展覧会を覗いても、どうもおもしろくないと嘆き、上原は美術館へいくほうがいいとすすめた。(年の残り)

のように、特定の時空の事態について述べる場合に、タ形を使ってその実現事態を仮想するという傾向があるようである。これに対して、スルホウガイイは、一般的に事態を比較するような場合を表すと言える。しかし、こうした使い分けの傾向も、ル、タが実現ということにおいて対立しているとは異なっており、未実現の事態を選択する場合に、どの段階のものとして思い描いてシミュレーションするかという違いでしかないと言える。

以上から、次のようにまとめることができそうである。

(21) ここで問題にする形式群は、未実現の事態(タを付けないというレベルを仮にこう呼ぶ)が選択関係にあるということを表し、その選択の仕方に関するコメントを表すものとして整理できる(これを事態選択のモデルと呼ぶ)。

2-4 事態選択の特性

この事態選択のモデルによって、これらの形式に共通して説明可能な現象がほかにもある。以下、この点をもう少し詳しく見ていく。

2-4-1 複数の事態候補があること

まず、選択関係が成立するためには、選ばれ得る未実現の事態が(潜在的なものであれ)複数想定されることが必要である。前述のように、ゼサルヲエナイなどの形式は、実質的に選択しうる事態は一つであるが、単にそれだけを問題にするのではなく、ほかに選択し得るものがあるかどうかを問題にした上で、最終的に一つの事態しか残されていないというコメントをするものである。従って、必ず成立することがらについて、これらの形式を使用することは基本的に不自然である。はたして、例えば、

(16) 日本語における事態選択形式

(22)*明日は彼の誕生日だから彼は二〇歳にならざるを得ない。

などとは通常言わない(ただし、論理的な推理を表すナケレバナラナイなどはこの限りではない。後述)。「二〇歳になる」ということについて、選択的な他の事態はあり得ないからである。

2-4-2 事態選択の当事者の存在

さらに、選択という以上、その未実現の事態を選ぶ当事者の存在も必要となるが、実はこう考えることで主語の制約の問題が説明できる。例えば、

(23)彼は行くべきだ。

のように言うとき、この主語「彼」は、どの事態を選択するかという当事者だと言える。一方、そういった事態選択の当事者が考えられない場合には、その文は極めて不自然である。例えば、

(24)*雨が降らざるを得なかった。

(25)*まもなくチョークが折れるべきだ。

のような文が不自然な現象はこうして説明できるであろう。ところが、非情物主語が不可能かという、必ずしもそうとは言えない。例えば、

(26) (防衛庁ノ西元徹也陸上幕僚長ハ) さらに派遣の問題点について、「最大のネックは輸送だ。限定されたものにならざるをえないが、どういうことが可能か検討している」と述べた。(朝日 930129)

(27)指導要録は第一に指導のための教師の大切な資料であり、正確に書かれなければならない。(朝日 930207)

のような文は十分成立するのである。この違いとして注目されるのが、やはり事態選択の当事者の存在である。すなわち、(26)(27)の例では、形式的には主語は非情物であるが、その背後に、それを調整する者の存在が仮定できる。これに対して、(24)(25)の例ではそうした存在は考えられない。このように、これらの形式では、事態の選択に関わる当事者(人間)の存在が語用論的に考えられ、それが存在しなければ不自然になるのである。

2-4-3 主題要素の存在

さらに、選択ということの一般的な意味について考えれば、選択とは常に、「何かについて」のものであるということが考えられる。例えばレモンかミルクかを選択することは、あくまで紅茶なら紅茶の飲み方を考える上で問題になることである。このように、選択形式の意味を問題とする場合、それが「何について」なのかということが問題になり、これが、主題形式になると言える。

はたして、これらの形式についてみると、主題要素が文脈的に存在している。例えば、

(28)彼が行かねばならない。

(29)彼が出る方がいい。

とだけ言う場合、ある種の情報の欠如を感じるのであって、例えば「今度の会議には」といった主題要素が文脈として必要なのではないだろうか。ここから、これらの形式が主題を要求するという特性が説明できると思われる。例えば、友人の自動車に故障を見つけた場合、

(30) この車は修理しなければならない。

と言うが、これは、その動作主を補って主題化した、

(31) 君はこの車を修理しなければならない。

という文とは意味的に大きく違っている。前者は「この車」にとっての必要事項を言うのに対して、後者は「君」にとっての必要事項を言うことになっているからである。こうした意味の在り方は、微妙な問題ではあるが、

(32) この車は修理した。

における動作主の要求度と、

(33) この車は修理しなければならない。

における動作主の要求度との違いとしても現れているように思われる。(32)では、誰が修理したかはいわば必須情報となり、例えば話し手などが動作主として予想されるが、(33)では、「誰が」という情報が文脈的に要求される度合いはずっと小さく、いわば、

(34) この車は修理されなければならない。

という文に近いと言える(さらに言えば、「この車は要修理である」という文に近くなっているとも言える)。このように考えれば、これらの形式では、単に、

(35) [動作主体が この車ヲ 修理する]+ナケレバナラナイ

という構造というよりも、むしろ、

(36) [主題要素] [その主題にとっての(必要)事態の選択]

という構造をもつものとして考えるべきだと言える。ここで必要性が指向されるのは意味^{注7}関係としての動作主ではなく、主題として取り上げられている要素だということになる。

2-4-4 形式の位置付け

以上、これらの形式が、事態選択として統一的に把握できること、そして、そう考えることでいくつかの現象が説明できること、などを述べた。

最後に、これらの文法形式としての位置付けについても考えておく必要があろう。事態選択に対して、何らかのコメントを述べるとすれば、そうした文末形式としての主観的な判断要素は、どう位置付けられるのであろうか。

まず、否定との関係について取り上げておきたい。すなわち、すでによく知られたことだが、これらの形式に否定形式がつくことは原則としてはない。

(37) *しなければならない/*~するほうがよくない

などの形態は不可能である。これらのうち、形式以前にも否定極性が分化しないものについては、意味的に、

(38) シテハナラナイとシテモイイ (禁止と許可)

シナケレバナラナイとシナクテモイイ (必要と不必要)

といった関係で、相互に位置付けられる。また、否定極性が形式以前に分化するものとしては、(スル/シナイ) ホウガイイがあるが、

(39) *するほうがよくない

のように、やはり、形式以降には否定形式はつかない。

(18) 日本語における事態選択形式

ただ、ここで問題になるのは、ベキデハナイという形式である。ベキダは、寺村(1979: 52)では、形式の後にナイが出現するとしてまとめられている。しかし、形態的には確かにそのように見えるが、意味的にははたしてそうだろうか。例えば、

(40) 政府は1%枠を守るという公約にドロをぬるべきではない。(朝日天声 850906)
という場合、「～するべきだ」という判断があって、その否定をするとは少し考えにくいように思われる。そもそも、「公約にドロをぬるべきだ」という判断は意味的には存在し得ないからである。むしろ、実際、これは、「公約にドロをぬらない+べきだ」という意味であり、単に形態的に、ベキデハナイという順序になっているに過ぎないと見る方が、統一的な説明ができる。

もっとも、「謝る必要がある」に対する、

(41) 謝る必要はない。

のような迂言的な表現では否定極性の分化は当然のことながらある。しかし、文法形式として成立したものについては、いわゆる主観的要素を含む判断形式として認定できるのである。つまり、選択に関する話し手のコメントの在り方は、基本的に、肯定・否定という判断内容の外側にあると言えるのである。

しかし、一方、従属節との関係や他の判断形式との関係で言えば、

(42) 読むべきならば、読む。

(43) ほくが居たほうがよければ、ここにいるよ。

のように条件形式の中にこれらの形式が入れる。また、

(44) ～しなければならぬかもしれない

のように、真偽判断の内部にもこれらの形式が出現し、その真偽判断の対象としての位置付けが可能である。つまり、この点では、話し手の判断作用の対象的位置、いわば「内側」に位置するという特性があるとも言える。

こうした振る舞いは、これらの形式の二つの側面を表すものとして考えるべきであろう。事態選択の仕方とは、選択される事態そのものの把握の仕方であると同時に、一つの状況の在り方として規定されているのである。こうしたことを反映して、例えば、シナケレバナラナイには、主観的把握という意味と客観的規制とでもいうべき意味の違いがある(判断の主観性、客観性については森山(1992a)参照)。すなわち、

(45) 学生は平和について考えなければならない。(=～と思う)

のように、「～と思う」を付加しても意味が変わらないような、いわば「意見」としてのシナケレバナラナイがある一方で、

(46) 転入者は1週間以内に届けを出さなければならない。(≠～と思う)

のように、「～と思う」を付加すると確実性の上で意味的に違いが生ずるようなシナケレバナラナイもある。つまり、前者は主観的な判断という側面が取り上げられていると言えるが、後者はむしろ、客観的な規制内容というべき側面が取り上げられているのである。

3 形式の分類

以上、形式群として共通する意味用法を検討し、事態の選択とそれに対するコメントとして統一的に扱えることを述べた。次に、各形式の具体的な意味について、自由度の小さいものから分析する。

3-1 セザルヲエナイ、スルシカナイ：選択無余地型

まず、セザルヲエナイ、スルシカナイは、当該事態以外の事態を選択できないということを表す。すなわち、

(47) 公明党の石田幸四郎委員長は(略)財源問題について、「赤字国債やむなしとの方向で検討せざるをえない」と述べ、(朝日 930106)

に対して、

(48) *~との方向で検討せざるを得ないが、検討しないことにする。

のように、事態の選択にあたって、矛盾する出来事を後続させる(これを、矛盾選択テストと呼ぼう)と不自然になる。つまり、

(49) あとはブラウエン、タガミ間で拠点防衛を実施するほかなくなった。(レイテ)

に対して、

(50) *あとはブラウエン、タガミ間で拠点防衛を実施するほかなくなった。が、拠点防衛を実施しないですんだ。

のようには言えないのである。そこで、これらセザルヲエナイ、スルシカナイを、選択無余地型と呼ぶ。

選択の余地がないということは、基本的にその選択当事者における事情である。そのため、視点が対立する場合には(相手の事態選択を見透かしているようなニュアンスを帯びるような特殊な場合を除いて)、基本的に他者が漸定的に言うことはない。

(51) ??君は明日、試験を受けに行かざるを得ません。

などとは言にくいのである。

また、事態選択の可能性が消失しているということを述べるという意味関係から、事態そのものについて未確定要素を含むことは基本的にない。それで、疑問詞疑問文と共に使えるような文脈は非常に設定しにくいと言える。それで、

(52) ??私は何をせざるを得ない?

(53) ??君は何をするしかない?

のようには基本的に言えないのである(「~と思うのか」のように意見を聞くような意味でしか解釈できない)。

なお、セザルヲエナイとスルシカナイとの相違点は、

(54) その(SDI)の評価や武器技術供与を含む政府としての具体的対応で、中曽根首相が先走った踏み込みぶりを見せ出したことを懸念せざるを得ない。(朝日社説 85310)

(20) 日本語における事態選択形式

(55) *~懸念するしかない。

のように、事態の自然な成り行きを表せるのが、セザルヲエナイであり、選択が迫られている場合が、スルシカナイだと言える。

否定との関係では、セザルヲエナイに「得ない」という可能否定形式がある通り、この形式は可能形式への移行性・連続性をもつ（これは、奥田（1986：183）にも指摘がある）。その意味で、否定形式として対応するものとしてスルコトガデキルがあるとも言えるであろう。また、後述する自由度の連続により解釈に幅があるため、これらの形式の否定として、シナケレバナラナイと同様、シナクテヨイなどが対応すると考えていい場合もある。

3-2 シナケレバナラナイ、シテハナラナイ：絶対的価値付与型

シナケレバナラナイは、文字通り当該事態以外に価値付与ができないという意味である。

(56) 出頭に応じない以上、彼は逃げるつもりだと判断せざるを得なかった。

cf. しなければならなかった。

のようにセザルヲエナイと類義的な関係にあるが、矛盾選択テストにおいて違いは明らかになる。すなわち、シナケレバナラナイは、ほかにどうしようもないという状況を表すわけではない。例えばセザルヲエナイに反対文脈を後接できず、

(57) *出頭に応じない以上、彼は逃げるつもりだと判断せざるを得なかった。が、あえて私はそうは判断しなかった。

と言えないのに対して、シナケレバナラナイに反対文脈は後接でき、

(58) 出頭に応じない以上、彼は逃げるつもりだと判断しなければならなかった。が、あえて私はそうは判断しなかった。

のように言うことは一応可能なのである。

しかし、一方で、価値が与えられる事態は一つに絞られており、シナケレバナラナイはシナクテモイイと、そしてシテハイケナイはシテモイイと、それぞれ共起しない(これを自由付加テストと呼ぶことにする)。

(59) *しなければならぬが、しなくてもいい。

(60) *してはならないが、してもいい。

のように、選択の自由を付加するような判断は後続しないのである。つまり、事態選択の価値の付与は一つの事態だけに絞られ、他の選択に対する許容性はないと言える。そこで、これらの形式の意味は絶対的価値付与型と呼ぶことができる。

絶対的価値付与という意味の在り方は、あるべき事態を唯一的に指定するという点で、命令、特に否定命令、すなわち禁止に深く関わる。そこで、スルナとシテハイケナイの違いも問題になる。^{注8}

(61) ここに入ってはいけぬ。/ここに入るな。

はどちらも置換できる場合が多いように思われる。しかし、この価値付与の在り方から予測されるように、価値づけとは無関係な、個人的な希望によって判断する場合はシテハイケナイは使えない。

(62) ぼくを捨てないでくれ。(恋人に言う場合でも可能)

とは言えても、

(63) *ぼくを捨ててはいけない。(恋人に言う場合は不適)

とは言わないのである。

この事態選択の絶対的な価値付与という意味が、判断の適切性として拡張すれば論理的必然性を表す。この用法は、

(64) 彼は3時に出発した以上、もう着いている {*ことが必要だ/*必要がある}。

が言えないように、「必要ガアル、スルコトが必要ダ」などの迂言的形式にはない。また、あるべき事態の選択という意味から離れ、単に論理関係だけを表すという点で、主語の制約もない。すなわち、

(65) もし小川伍長の記憶に誤りがなければ、彼が戦ったのはヒンダンより少しホリタ

寄りで、米戦車隊が382連隊の第1大隊と合流する前でなければならない。(レイテ)

のように、まったくの非情物主語で事態選択の当事者の想定できない文も成立する。

この用法では、論理の必然的帰結という意味が基本にあるため、話し手はいわばその帰結内容に距離をおいた判断を示すと言える。その意味で、用例を見る限り、先の(65)や、

(66) キリストのはりつけにつかわれたのが、ポプラであるとしたら、雄か雌かのどちら

らかになるね。すると罪に震え続けているのも、雄か雌かのどちらかでなければ

ならない。(自動起床)

のように、通常、「記憶に誤りがなければ」「すると」のように、判断条件を示す文脈が共存している。

一方、ハズダは、そう判断する根拠(論拠)があるという意味だと一般的には言える(森山(1995b: 174))。しかし、ハズダの場合、話し手が自分の記憶など自分自身の判断理由のデータをもっている場合でも使えるのに対して、シナケレバナラナイの論理用法では、話し手から離れた論理的関係しか表せない。それで、

(67) あの時私はそう言っ {たはずだ。/*ていなければならない}。

ではハズダは使えても、シナケレバナラナイは使えない。論理的必然への拡張においても、シナケレバナラナイには事態(この場合は論理としてそう判断される事態)の絶対的な価値付与という基本的な意味は共通すると言える。

3-3 スルホウガイイ、スルベキダ：相対的価値付与型

次に、スルホウガイイ、スルベキダを取り上げる。これらは、矛盾選択テストも可能である。すなわち、

(68) ~するほうがよかった。が、しなかった。

(69) ~するべきだった。が、しなかった。

のように言うことができる。また、さらに、選択の自由付加テストとしても、

(70) ~したほうがいいが、しなくてもいい。

(71) (本来は) ~するべきだが、しなくてもいい。

(22) 日本語における事態選択形式

も可能である。とくに、「本来」「建前としては」のように、価値基準を相対的なものとして設定しなおせることを表す副詞などは、こうした意味関係ではよく出現する。その意味で、ここでの事態の選択の仕方は相対的だと言える。

もっとも、同じ形式で否定を並列することはできず、

(72) *~したほうがいい。が、しないほうがいい。

(73) *~するべきだ。が、するべきではない。

などとは言えない。相対的であれ、あくまで、一つの事態に価値を付与するという意味になっているのである（この点が後に述べるシテモイイなどと異なっている点である）。

ここから、スルホウガイイ、スルベキダは、事態を選択する者にとって選択余地があり、価値付与が相対的になされるという意味で、相対的価値付与型と呼ぶことができる。これは、いわば価値のランクづけであって、ナケレバナラナイがもっていたような論理的な方向での拡張用法はない。

こうした意味は、さらに、「どちらかといえば」「必ず」といった相対的、絶対的な副詞類との共起関係でも説明できる。

(74) {どちらかと言えば、/?必ず} ~するほうがいい/~すべきだ。

(75) {??どちらかと言えば、/必ず} ~しなければならない。

というように、相対的選択との共起、必然的な選択との共起のしにくさといったことも観察できるのである。

さらに、選択の価値付与が相対的であるということは、選択者自身にとって、選択事態はほかにも可能性が開かれているということである。つまり、事態選択は未決定状態である。しかし、一方で、選択に対するコメントとしては、話し手自身が一つの事態に価値をおくということになっている。こうしたところから、主語(特に主題として取り上げられる場合)が話し手になれば、不自然な文になるということも説明できる。例えば、

(76) *私は明日5時に起きる方がいい。

(77) *私は明日5時に起きるべきだ。

などとは通常言えない。いわば、これらの形式は、渡辺(1991:1)のいう「ひとごと」を表す形式と言えるが、このメカニズムとして、話し手を主題主語にした場合、事態選択の可能性が開かれているという事態選択の当事者と、その選択に一つの事態だけを価値あるものとして提示するコメント付与者という、本来別物であるべき二役が、話し手一人によって兼ねられてしまうということが原因だと考えられる。^{注9} もっとも、

(78) 込み入った話だ。私が相談に行った方がいい。

(79) 僕はそろそろ寝たほうがよさそうだ。

のように、話し手が主題となっていなかったり、価値付与の判断が話し手によって確定的なものとしてなされていないのであれば、そうした矛盾は回避され、不自然ではなくなる。

なお意味的には、ベキダの方がシタホウガイイのように比較対象を提示できず、より限定した価値判断をしていると言える。その意味で、ベキダはナケレバナラナイに文脈的に置換しやすい。

(80)住民、行政双方の努力によって、ここまで来た実績は評価されるべきだろう。(朝日社説 85040) cf. されなければならない

もちろん、ベキダには価値判断が一般的な基準によって相対的になされるといった意味があり、厳密に同じ意味で置き換えられるわけではない。

3-4 シテモイイ：選択候補付加型

最後に、自由付加テストそのもので利用したシテモイイについて考える。この場合、おもしろいことに、同形式での否定の並立が可能である。つまり、次のように言える。

(81)～してもいいし、～しなくてもいい。

これは、一つの事態選択に価値付与するという意味から離れ、選択の自由度を増やすという意味だからである。選択事態のリストに自由な選択候補を付加（選択の幅を狭めているわけではない）する^{注18}という意味で、選択候補付加型と呼ぶことができる。

選択候補を付加するという意味が、判断の適切性として拡張すれば論理的可能性（論理的に可能な事態の付加）を表す。論理的方向への拡張はシナケレバナラナイの場合とほぼ同様で、論理的根拠の存在という点ではハズダに近いと言えるが、シテモイイという意味から、可能性の有無を問題とするようなレベルで使うことになる。それで、例えば、

(82)3時に出たのだから、もう着いていてもいいね。

と言えば、強い確信をもつての判断というより、論理的にその可能性があるといった意味になる。ただ、シナケレバナラナイと違い、モが疑問詞と呼応する用法もある。例えば、

(83)改善が進まない以上、食中毒騒ぎはいつおこってもいい。

のように言えば、単に論理的に「食中毒騒ぎが起こる」という事態の選択可能性をいうのではなく、いかなる時間においてもその可能性が開かれているといった意味になっている。

4 おわりに——自由度連続——

以上、事態選択のモデルを提案し、それによって、ここで取り上げた形式の、形態的特性、ル/タの非対立、共起事態の制約、共起要素の制約、主語の制約、主題の存在、といったさまざまな現象と形式相互の関係が説明できることを見た。そして、さらに各形式の具体的な意味・用法をこの立場から詳しく分析した。これらの形式は、いずれも事態の選択の仕方の違いとして把握できるのであった。ここで、各テストの関係を勘案して整理すれば、次のようになる。いわば、事態選択の自由度の連続といったものである。

意味	(84) せざるをえ ない	～しなけれ ばならない	～すべきだ	～したほう がいい	～してもいい
	選択無余地	絶対価値	相対価値(無比較)	(有比較)	選択候補付加

矛盾選択	—	○	○	○	○
自由付加	—	—	○	○	○
否定並立	—	—	—	—	○

(24) 日本語における事態選択形式

言うまでもなく、左側は自由度がなくなっていく方向、右側が自由度の大きい方向である。こうして整理することによって、形式の位置付けが明らかになると共に、表現としての類義関係や置き換え関係も整理できると思われる。実際、ある状況において、事態選択の自由度を話し手がどう認識するかということ自体は連続的な問題だからである。しかし、一方で、形式そのものは含意尺度の関係で文法的現象との関係から整理できるのである。こうした枠組みそのものは、対照研究や歴史的な分析にも有効だと思われる。

今後、可能表現や評価づけの表現、例えば、セズニハイラレナイ、シタラ大変ダ、といった形式も、ここでの議論をもとに考えていく必要がある。また、対照研究や通時研究も今後の課題としたい。

- 注1 シナクテハイケナイなどシナケレバナラナイの異形態はここでの議論に関わらないので、一括して扱い、シナケレバナラナイで代表する（異形態については渋谷（1988：99）を参照）。
- 注2 益岡（1990：39）では、スルモノダ、スルコトダなども「価値判断のモダリティ」の中の「一次的モダリティ」として挙げられている（一方、スルシカナイ、セザルヲエナイなどは挙げられていない）。しかし、前者では、「*彼はできたてのオムレツを食べるものだ」などと言えないように、主語には普通名詞しか位置しないし、後者では、主語には通常聞き手しか来ない。こうした点で、いずれも、「義務・必要」類の形式というより、本来的性質の叙述、必要事態の提示というのが基本的意味であり、それが語用論的に必要な事態として解釈されているに過ぎないというべきだと思われる。過去にならないなどの「一次的モダリティ」的な性質も、こうした性質叙述、必要事態提示といった意味から説明されるべきであろう。
- 注3 こうした問題については、人称とモダリティの関係を中心に取上げた仁田（1991）にも触れられていない。なお、森山（1992b：26）において、選択性という観点での分析・説明があるが、総体的な分析にはまだ至っていない。
- 注4 客観的事実について言うのであれば、その認定を表すことになる。
- 注5 アスペクトについて考えた場合、厳密にはシテイル形は実現済み事態でありながら使える。ただし「過去の形式+テイル」のいわゆる「経験」は（推量的な拡張用法を除いて）これらの形式と共起しない。用語については検討が必要である。
- 注6 ハ以外にもツテ、モなども主題表示として同様に扱えようが、ここでは、「主題」とは何かという議論には深入りしないでおく。
- 注7 Bybee and Fleischman（1995：6）など動作主指向（agent oriented）というとらえ方をする分析もある（もっとも主体性 agentivity との関わりも、「典型的用法」として言及されることになっており、厳密に規定できるものではない）。こうした記述は日本語にはそのままあてはまらないことになるが、主語・主題の在り方と関与する可能性もある。なお、いわゆる真偽判断の形式でもハ（主題要素）との親和性が話題になるが（仁田（1991：116）など）、ここでの議論とは一応別に考えることとし、ここでは触れない。
- 注8 英語の“must”に比べると命令的な意味では使いにくいようである。これは英語の“must”“have to”といった価値付与の仕方の違いにも相関する現象であろう（Coates（1983：61）などを参照）。
- 注9 ちなみに、英語では、“I had better go.”などと言えるが、従来言われるような“He is sad.”と言えるといった視点制約の違いによるのであろう（こうした問題については、Kuroda（1973：377）、金水（1989：121）などの議論を参照）。また、こうした形式での相対的な価値づけが、過去での非現実用法に関連している可能性がある。今後の検討課題としたい。

注10 シテモイイの周辺の形式として、シテイイがあるが、基本的に許可、容認的な意味としてしか使われない(この違いについては、高梨(1995:244)を参照)。こうした違いが生ずる理由についてはその不在として説明できよう。モがないことで、シテイイは、特定の事態を一方的に付加するという意味関係になるからである。

参考文献

- 奥田靖雄 1986「現実、可能、必然(上)」『ことばの科学』1(言語学研究会編 むぎ書房)
- 金水 敏 1989「『報告』についての覚書」『日本語のモダリティ』(仁田義雄・益岡隆志編 くろしお出版)
- 工藤 浩 1982「叙法副詞の意味と機能」『国立国語研究所研究報告集』2
- 渋谷勝己 1988「江戸語・東京語の当為表現——後部要素イケナイの成立を中心に——」『大阪大学 日本学報』7
- 高梨信乃 1995「シテモイイとシテイイ」『日本語類義表現の文法』(上)(宮島達夫・仁田義雄編 くろしお出版)
- 寺村秀夫 1979「ムードの形式と否定」『英語と日本語と』(くろしお出版)(『寺村秀夫論文集I』(くろしお出版)に再録)
- 仁田義雄 1991『日本語のモダリティと人称』(ひつじ書房)
- 丹羽哲也 1995「『さえ』『でも』『だって』について」『人文研究』47-7(大阪市立大学)
- 沼田善子 1986「とりたて詞」奥津敬一郎・沼田善子・杉本 武『いわゆる日本語助詞の研究』(凡人社)
- 益岡隆志 1990『モダリティの文法』(くろしお出版)
- 森山卓郎 1992 a「文末思考動詞『思う』をめぐる」『日本語学』11-9
1992 b「必要のムード形式と人称」『日本語教育』77
1995 a「並列述語構文考」『複文の研究(上)』(仁田義雄編 くろしお出版)
1995 b「ト思ウ、ハズダ、ニチガイナイ、ダロウ、副詞〜φ」『日本語類義表現の文法』(上)(宮島達夫・仁田義雄編 くろしお出版)
- 森山卓郎・安達太郎 1996『セルフマスターシリーズ 文の述べ方』(くろしお出版)
- 渡辺 実 1991「『わがこと・ひとごと』の観点と文法論」『国語学』165
- Coates J. 1983 “The Semantics of the Modal Auxiliaries” Croom Helm『英語法助動詞の意味論』(澤田治美訳、研究社 1992)
- Bybee J. and Fleischman S. (eds.) 1995 “Modality in Grammar and Discourse” (introductory essay) (John Benjamin)
- Kuroda S. Y. 1973 ‘Where Epistemology Style and Grammar Meet: a case study from Japanese’ Anderson & Kiparsky eds. “A Festschrift for Morris Halle” (Rinehart and Winston)
- Li C. & Thompson S. 1976 ‘Subject and Topic: A New Typology of Language’ “Subject and Topic” Li C. ed. (Chicago U. P.)
- Palmer F. R. 1986 “Mood and Modality” (Cambridge U. P.)

用例出典

- レイテ戦記(大岡昇平) 中公文庫、自動起床装置(辺見庸・芥川賞全集・文芸春秋)、年の残り(丸谷才一・同)、リボルバー(年鑑シナリオ集 94・映人社)

——京都教育大学助教授——

(平成8年11月27日 受理)